

副業・兼業人材活用促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 公益財団法人わかやま産業振興財団（以下「財団」という。）は、県内中小企業等が、生産性向上や経営課題解決等に取り組むため、和歌山県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「拠点」という。）を通じて初めてプロフェッショナル人材を副業・兼業等常勤雇用とは異なる形態で活用する場合に、当該県内中小企業等が負担する、プロフェッショナル人材を選定及び活用する際に必要となる有料職業紹介事業者（職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条に規定する有料職業紹介事業を行う者。以下「有料職業紹介事業者」という。）に支払う費用並びに業務を依頼するにあたり契約に基づき当該プロフェッショナル人材に支払う費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「プロフェッショナル人材」とは、専門的な技術や免許資格、知識や技能を有する人材で、新たな商品開発・サービスの開発、その販路の開拓や個々の製品・サービスの生産性向上等、具体的なプロジェクトや業務を通して企業の成長戦略の実現に不可欠な人材をいう。
- (2) 「副業・兼業」とは、常勤雇用とは異なる形態で業務委託契約に基づき職務や期間を限定して業務に従事することをいう。
- (3) 「中小企業等」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2項の中小企業者等又はこれらと同規模の法人（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人、農業協同組合、生活協同組合、労働者協同組合等）をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、各号すべての要件に該当する者をいう。

- (1) 和歌山県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業等であること。
- (2) 拠点を通じて、拠点到登録された有料職業紹介事業者の仲介によって副業・兼業形態で業務に従事するプロフェッショナル人材（以下「副業・兼業プロ人材」という。）を初めて活用する者であること。

なお、前段にいう「拠点を通じて、初めて副業・兼業プロ人材を活用する者」とは、拠点到企業情報シートを提出し、拠点到取り次いだ登録有料職業紹介事業者の仲介により副業・兼業プロ人材との契約に、初めて至った者をいう。

- (3) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者でないこと、又は禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わら

ない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者でないこと。（法人にあっては、その役員を含む。）

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者でないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) 和歌山県税を滞納していない者であること。
- (7) その他、公序良俗に反する事業を行う者など、補助対象とすることが社会通念上不適切と財団理事長（以下「理事長」という。）が認める者でないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、補助対象者が企業の生産性向上や経営課題解決等のため、拠点の支援によりマッチングした副業・兼業プロ人材を活用する事業（以下「副業・兼業プロ人材活用事業」という。）とする。ただし、副業・兼業プロ人材活用事業に係る契約期間は、6か月を上限とし、補助対象期間内に完了するものとする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補助金の交付対象としないものとする。

- (1) 補助対象事業と同一内容の事業について、他の公的機関から過去に補助金の交付を受けている又は将来補助金の交付を受けることが確定しているとき。また、財団が別に定める副業・兼業人材活用拡大推進補助金の交付を受けることが確定しているとき。
- (2) マニュアルに基づく定型的な業務や単純作業など、専門的な知見・ノウハウを必要としない事業。
- (3) 国家資格を有するものが行う業務のうち法に定められた独占業務に該当する業務。
- (4) 活用する副業・兼業プロ人材が、事業主又は役員の3親等以内の親族であるとき。
- (5) 活用する副業・兼業プロ人材が、過去又は現に補助対象者又は補助対象者と資本関係を有する企業等のもとで雇用関係、出向、派遣又は請負等の契約関係にあるとき。

（補助対象期間）

第5条 補助対象期間は、交付決定の日の属する年度の2月末までとする。

（補助対象経費及び補助対象要件）

第6条 補助対象事業における補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第7条 本補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、副業・兼業人材活用促進補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（別記第1号様式）及び理事長が別に指定する添付書類をその指定する期日までに理事長に提出しなければならない。

2 交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63

年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して提出しなければならない。ただし、提出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第8条 理事長は、前条の申請があったときは、その内容を審査する。

- 2 理事長は、前項の審査結果に基づき、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定(以下「交付決定」という。)を行い、交付申請者に補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。
- 3 理事長は、前項の交付決定に当たっては、前条第2項の規定により消費税等仕入控除税額を減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 理事長は、前条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、消費税等仕入控除税額について、補助金額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする
- 5 理事長は第2項の交付決定に当たっては、補助金の額の千円未満を切り捨てるものとする。
- 6 理事長は、交付決定をする場合において、当該補助金交付の目的を達成するための必要があるときは、条件を付するものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 前条第2項の通知を受けた交付申請者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に、補助金交付申請取下げ書(別記第3号様式)を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったこととみなす。

(補助事業の廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときには、速やかに副業・兼業人材活用促進補助金補助事業廃止承認申請書(別記第4号様式)を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 理事長は、前項の承認を行った場合は、副業・兼業人材活用促進補助金補助事業廃止承認通知書(別記第5号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、当該年度中の補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。)は、その日から起算して30日を経過した日又は当該日の属する年度の2月末(当該日が日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律

第178号)に規定する休日、並びに同年12月29日から同年の翌年1月3日までの日の場合は当該日の翌日)のいずれか早い日までに、補助金実績報告書(別記第6号様式)を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定に基づく実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 理事長は、補助事業者から実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、副業・兼業人材活用促進補助金額確定通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(別記第8号様式)を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の交付請求書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第14条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 虚偽申請等その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 前項の取消しの決定を行った場合において、その旨を交付決定取消通知書(別記第9号様式)により当該補助事業者に通知するものとする。
 - 3 前2項の規定は、補助事業について交付すべき補助金に額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第15条 理事長は、前条第1項の規定により取消しを決定した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書(別記第10号様式)により遅滞なく理事長に報告しなければならない。
- 3 理事長は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金の経理)

第16条 補助事業者は、本補助事業に係る経理の収支を明らかにするために、これに関する帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施に関する必要な書類を整備し、補助期間が終了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(帳簿書類の検査等)

第17条 理事長は、本事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助事業者に報告を求め、本補助事業に係る帳簿及び証拠書類、その他補助事業の実施に関する必要な書類や物件を検査できるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第18条 補助事業者は、第8条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、理事長の承諾を得ずに第三者に譲渡したり、又は承継させてはならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費	補助対象経費の内容	補助率	補助限度額
有料職業紹介事業者に支払う経費	補助事業者が副業・兼業によりプロフェSSIONAL人材を活用する際に支払う人材紹介手数料。但し、1事業者につき1人分を限度とする。 なお、消費税額及び地方消費税額は含まないものとする。	補助対象経費の8/10以内 (千円未満を切り捨て)	45万円 ただし、有料職業紹介事業者に支払う手数料が発生しない場合は、限度額から通常支払うこととなる手数料の8/10を減額する。 (減額後の限度額は千円未満を切り捨て)
副業・兼業プロ人材に支払う経費	補助事業者が副業・兼業プロ人材に業務を依頼するにあたり契約に基づき支払う報酬のうち、月額定額部分。(前記以外の時間給又はインセンティブ部分等は対象とならない。) なお、報酬とは労働の見返りとして支払われるものをいい、旅費交通費、備品・消耗品費又は原材料費等は含まないものとする。 また、消費税額及び地方消費税額は含まないものとする。		